

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生法](#) 「労働災害」などの定義

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

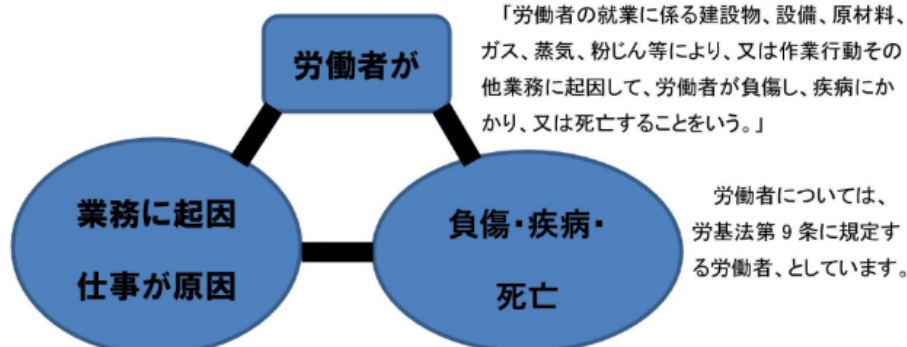
[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働安全衛生法 「労働災害」などの定義

#### 安全衛生法 『労働災害』などの定義 ③

安全衛生法は、第2条に「労働災害」「労働者」の定義を規定しています。

労働災害・・・①労働者が、②仕事の原因で、③負傷（疾病）・死亡すること。



したがって、労働災害は、①労働者であること、②業務が原因（起因）であること、③人体に被害を被ること。の三要件から成り立っています。

#### 事業者の責任・労働者の責任とは

法第3条に「事業者の責任」が、第4条に「労働者の責任」を規定しています。

#### 業務起因性とは

業務起因性には、物的条件、労働者の作業行動、があります。  
物的条件とは、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等があります。

#### 事業者等の責務

- ① 安全衛生法に定める労働災害防止の最低基準を守る。
- ② 快適な職場環境を実現する。
- ③ 労働条件の改善を行う。
- ④ 職場における労働者の安全と健康を確保する。
- ⑤ 国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力する。

#### 労働者の責務

- ① 労働災害を防止するため必要な事項を守ること。
- ② 事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力すること。

◆災害防止の基本的事項が規定化されているので、本シート共に「労働安全衛生法」に目を通してみよう。特に関係する業務に関する規定は理解を深めるようにしよう。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.